

電気事業法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案骨子

1 独立行政委員会としての電力・ガス取引監視等委員会の設置

- (1) 電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）を、審議会等ではなく、独立行政委員会として、経済産業省に設置すること。
- (2) 委員会は、電力等の適正な取引及び一般送配電事業等の業務の運営における中立性の確保を図るため、必要な規制、電力取引等に係るあっせん及び仲裁等に関する事務をつかさどること。
- (3) 委員長及び委員は、国会同意人事とし、電気事業者等の従業者が委員長及び委員になることができないことを明記すること。
- (4) 委員会は、毎年、その事務の処理状況を国会に報告すること。
- (5) その他委員会の設置に伴い必要な規定を整備すること。

2 一般担保付社債の廃止

一般担保付社債の廃止（平成 30 年 4 月 1 日）以後における認定会社による一般担保付社債の発行を認める経過措置規定を削除すること。

3 託送供給等に係る地点料金制導入の趣旨の明記

託送供給等に係る料金の額について、「地域ごとの電気の需給の状況に応じ」て算出されることを明記すること。

4 卸電力取引市場における電力の売買取引の活性化に資するための措置

- (1) 政府は、卸電力取引市場における電力の売買取引（以下「売買取引」という。）の活性化に資するよう、売買取引の買手に係る優遇措置その他の売買取引の数量を増加させるための措置について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 旧一般電気事業者（平成 26 年電気事業法改正前の一般電気事業者をいう。）は、売買取引の活性化に資するよう、いわゆる法的分離に係る規定が施行されるまでの間、できるだけ多くの量の電力を売買取引に供する等電力の取引に当たって売買取引を積極的に利用するために必要な措置を講ずるものとする。

5 施行期日の変更

いわゆる法的分離に係る規定の施行期日を、平成 30 年 4 月 1 日（ガスの導管部門の法的分離に係る規定の施行期日は、平成 32 年 4 月 1 日）に前倒しすること。